

はじめに

この報告は、大阪府環境基本条例第 10 条の規定により、平成 16 年度における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関して本府が講じた施策を、平成 14 年 3 月に策定した「大阪 21 世紀の環境総合計画」(以下「環境総合計画」という。)の施策体系に沿ってとりまとめたものです。

府内の環境の状況について、大気中の二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質は環境基準(環境保全目標)を達成しており、河川水質の鉛、カドミウムなどの健康項目についても環境基準をほぼ達成していますが、大気中の二酸化窒素、河川の汚濁指標である BOD は、いずれも改善の傾向にあるものの、環境基準を達成できていない地域が残っています。

また、昨年は大阪の真夏日が過去最高の 94 日を記録するなど身近なところまで影響が出てきている地球温暖化やヒートアイランド現象への対策が急務となる他、有害化学物質対策、廃棄物の減量化・リサイクルの推進などが新たな課題となっています。

本府といたしましては、こういった状況に対応するため、平成 16 年度においては、地球温暖化・ヒートアイランド対策として制度化の検討や「校庭にみどりのじゅうたんを！」モデル事業、廃棄物対策としてリサイクル製品認定制度の創設・運営や放置自動車対策の推進、自動車排ガス対策としてディーゼル車買替緊急融資や大阪グリーン配送推進運動の展開などに取り組みました。

また府は、事業者・消費者としての立場から、府民や事業者、民間団体などすべての主体の模範となるべく率先行動を拡大するとともに、環境総合計画を実効あるものとするため、環境の保全に関する基本的事項の審議などを行う「大阪府環境審議会」や庁内の推進体制である「大阪府環境行政推進会議」等を活用し、計画の適切な進捗管理を行っています。

本報告では、主な環境の状況と平成 16 年度に講じた施策のうち重点分野の取り組みを中心に記載し、豊かな環境の保全と創造に関する全ての施策・事業の概要及び決算額は<巻末資料>に一覧表でまとめて記載しています。